

別紙

諮問第 1 1 5 3 号

答 申

#### 1 審査会の結論

「外務省から東京都への〇〇に関する照会等に係る記録」について、非開示とし、その後処分変更を行い一部開示とした決定は、妥当である。

#### 2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「2015 年から本日まで各省庁から御庁へトルコの〇〇の団体または学校に対するまたは関する全ての文書・図画・メール・要請・照会等」の開示を求める開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成 29 年 12 月 20 日付けで行った非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

請求に係る公文書に記載されている情報は、東京都及び外務省における審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、国及びトルコ政府並びに日本とトルコとの関係に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため、条例 7 条 5 号に該当する。

また、当該情報を公にすることにより、東京都と外務省との信頼関係が損なわれ、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例 7 条 6 号に該当する。

以上の理由から、本件開示請求に係る公文書について、非開示決定としたものである。

#### 4 審査会の判断

## (1) 審議の経過

本件審査請求は、平成30年4月26日に審査会へ諮問されており、審査会は、平成30年9月20日に実施機関から理由説明書を収受し、令和3年4月23日（第217回第二部会）から同年5月26日（第218回第二部会）まで、2回の審議を行った。

なお、審査請求人は平成30年2月20日に東京都を被告として、本件審査請求と同趣旨の訴訟を東京地方裁判所に提起している。その後、同裁判所の令和元年9月12日付判決の確定に伴い、実施機関は、同年10月23日に同判決の主文に従い、本件非開示決定に係る判断を変更し、本件非開示決定において非開示とされた部分のうちの一部を開示する一部開示決定を行っている。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 意見照会及び本件非開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、「外務省から東京都への〇〇に関する照会等に係る記録」を対象公文書として特定した上で、国に対する意見照会を行った。その結果、本件対象公文書を公にすることにより日本とトルコとの信頼関係を損なうおそれがあるとして、開示に反対する旨の意見書が提出された。

その後実施機関は、本件対象公文書に記載されている情報は、条例7条5号及び6号に該当するとして、本件非開示決定を行った。

### イ 審査会の審議事項について

前記判決の確定に伴い、実施機関は、令和元年10月23日付31生都管第1002号により本件非開示決定に係る判断を変更し、本件対象公文書のうち、標題並びに外務省職員及び東京都職員とのやり取りの内容（以下「本件非開示情報」という。）は条例7条5号及び6号に該当するとしてなお非開示とし、その他の部分につい

ては開示とする一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）を行ったことが認められる。

そこで、本件一部開示決定においてなお非開示とされた本件非開示情報については請求の利益が残っていることから、審査会は、本件非開示情報の非開示の妥当性について判断する。

#### ウ 本件非開示情報の非開示の妥当性について

本件非開示情報のうち標題部分には、外務省から照会のあった、公になっていない〇〇関連団体の名称が列記されている。また、外務省職員及び東京都職員とのやり取りの内容は、外務省職員の質問及びそれを受けた実施機関の職員の回答から構成されている。

審査会が確認したところ、標題部分及び外務省職員の質問には、日本政府がトルコ政府から公開しないことを前提に提供を受けた情報であって、トルコ政府にとって特に機密性・重要性が高い情報が記載されており、外務省職員の質問を受けた実施機関の職員の回答には、当該質問の内容を推測させる情報が含まれていると認められる。

そのため、本件非開示情報をトルコ政府の承諾なく公にした場合には、トルコ政府の不信を招くとともに、日本政府の機密情報の保守管理体制に対する諸外国からの信頼が低下し、その結果国が行う外務事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすこととなる。

また、国は本件対象公文書の開示に反対していることから、その意向に反して、国の外務事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である本件非開示情報を開示した場合には、国と東京都との信頼関係が棄損され、東京都が今後国の行政機関との間で行う情報収集等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件非開示情報は条例7条6号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人はその他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右す

るものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子